

石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務 企画提案コンペ実施要領

この要領は、石川県が契約・実施する石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務の企画提案コンペに参加しようとする者(以下、「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 委託目的・趣旨

北陸新幹線県内全線開業効果を持続発展させ、将来にわたり県内の観光消費額の増大を図るため、既存の観光統計データ等に加え、県内観光地等の人流データなどのビッグデータを収集・分析し、観光施策の立案及び効果検証等に活用できる基盤を構築する。

2 委託内容

- (1) 名 称 : 石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務
- (2) 内 容 : 別添「石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (3) 期 間 : 契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

3 委託料(上限)

18,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

4 資格要件

提案者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 参加表明書提出時点において、石川県競争入札参加資格者名簿に登録され、資格の停止期間中でないこと。参加表明書提出時点において、未登録の場合は、令和8年8月14日(金)までに石川県管財課で登録受付処理を完了させ、令和8年9月1日(火)付で登録がなされる場合のみ、対象とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団

及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(6) 事業の実施に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許又は指定、登録を受けていること。

(7) 実施要領5に記載する申込期限までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

※共同企業体で参加しようとする場合は、共同企業体代表者が上記(1)から(7)、構成員は上記(3)から(7)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

5 参加申し込み等

(1) 提案者は、令和8年8月5日(水)17時までに別添「企画提案コンペ参加表明書」(別紙①-1)及び別添「企画提案コンペ参加資格確認書」(別紙①-3)をメールにて提出すること。

送付先アドレス: i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp (「12 問い合わせ先・提出先」参照)

※件名を『参加申込: 石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築運用事業委託業務』とすること。

※送付後、「12問い合わせ先・提出先(観光戦略課076-225-1537)」に電話し、参加表明書の受信確認を行うこと。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る住所、名称、代表者氏名及び連絡担当者等を記載し提出すること(別紙①-2)。資格要件を満たさない提案者に対しては、その旨、通知する。

(2) 参加表明書提出後、企画提案コンペへの参加を辞退する提案者は、別添「企画提案コンペ参加辞退届」(別紙②)をメールにて提出すること。

送付先アドレス: i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp (「12 問い合わせ先・提出先」参照)

※件名を『辞退: 石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務』とすること。

※送付後、「12問い合わせ先・提出先(観光戦略課076-225-1537)」に電話し、辞退届の受信確認を行うこと。

6 質問

(1) 業務内容や契約手続き等に関する質問は、令和8年8月5日(水)17時までに、別添「質問票」(別紙③)によりメールで行うこと。

送付先アドレス: i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp (「12 問い合わせ先・提出先」参照)

※件名を『質問: 石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務』とすること。

※送付後、「12問い合わせ先・提出先（観光戦略課076-225-1537）」に電話し、質問票の受信確認を行うこと。

(2) 回答は、参加表明書の提出があった者からの質問のみを対象とする。

(3) 回答は、参加表明書の提出があった全ての者に対し、令和8年8月10日(月)までにメールで通知する。回答は、本実施要領及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

7 企画提案書

(1) 提出書類

①形式: 日本工業規格A4、横、両面カラー印刷(長編綴じ)

- ・図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
- ・目次を設けるとともに、表紙・目次・見積書を除く各ページには、ページ数を付記すること。
- ・使用する言語、通貨及び単位は次のとおりとする
言語: 日本語
通貨: 日本国通貨
単位: 日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位
- ・専門用語には、簡単な説明を付記するなど、専門知識の無い者にも提案内容が理解できるよう工夫すること。

②内容: 20ページ以内(片面を1ページとし、表紙・目次・見積書を除く)

【内訳】

ア 提案内容

※下記の課題認識にも留意し提案をすること。

石川県成長戦略(令和5年9月策定)における主要目標(目標値(R14年度):観光消費額4,000 億円)及び関連KPIの達成に向けて、「人流やSNSなどのビッグデータ等を活用した戦略的な観光施策の立案・実施・効果検証」及び「データに基づく誘客ターゲットの設定や多様化する旅行ニーズに応じた効果的な情報発信」を観光DMPを活用して取り組んでいく必要がある。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/keikaku/documents/ishikawakens_eichosenryaku_syousai.pdf

(P51,P66,P70参照)

令和5年に観光DMPを導入し、データに基づく観光施策の立案や効果的な情報発信等に取り組んできたが、昨今の技術動向等の状況の変化等を

踏まえ、より高いレベルで観光DMPの運用が行えるよう工夫していく必要があり、特に次の点について改善していきたいと考えている。(仕様書4(3)に規定した事項は、下記の点を踏まえて、提案を求めるものである。)

①人流データについて、GPSデータと基地局データにはそれぞれの特徴があることを踏まえ、予算の範囲内で併用・補完して、多面的なデータ分析ができるようにする必要がある

②観光DMPと関連システムを連携するなどして、より高いレベルで、様々な施策の効果検証ができるようにする必要がある

③職員がより一層観光DMPを活用しやすくなるよう、ユーザー(職員)目線での機能追加・改修や、マニュアル・分析事例などのドキュメント整備等を継続的に行っていく必要がある

- ・観光デジタルマーケティングプラットフォームの総括イメージ(デザイン、構成等)
- ・収集データの概要及びそのデータにより分析が可能となる項目(データソース、分析項目、月間サンプル数、観測地点粒度、分析可能単位、属性情報、更新頻度、遡及可能年数 等)

※下記のように一覧表で記載のこと

データソース	分析項目	月間サンプル数	観測地点粒度	分析可能単位	属性情報	更新頻度(DMPへの納品・インポート)	遡及可能年数
例) ●社のGPSデータ	来訪者数	●千万ユーザー	●mメッシュ	日単位	性別 年代 居住地 ...	当月分を翌月●日までに納品	20XX年～20XX年のデータ格納
例) //	観測地点間の旅行者の相互利用	●千万ユーザー	●mメッシュ	月単位	性別 年代 居住地 ...	当月分を翌月●日までに納品	20XX年～20XX年のデータ格納
例) ●社の基地局データ	宿泊者数	●千万ユーザー	市区町村単位	月単位	性別 年代 居住時 ...	当月分を翌々月●日までに納品	20XX年～20XX年のデータ格納
例) SNSデータ(X)	SNS話題度	—	—	分単位	性別 年代 居住時 ...	毎時	20XX年～20XX年のデータ格納
...							

- ・観光デジタルマーケティングプラットフォームを活用した分析や施策方針の提案イメージ

※分析や施策方針の提案イメージは、提案者ならではの観光動態に関する知見や、情報分析ノウハウに基づいた専門性の高いものとする。

- ・仕様書4(3)に規定した事項に対する対応方針

- ・追加提案

- ※仕様書に記載のある項目以外で、企画提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載するなど、本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、委託費の上限額の範囲でできる限りの提案をすること。

- イ 実施体制

- ・観光デジタルマーケティングプラットフォームの構築・運用体制

- ※観光デジタルマーケティングプラットフォームの構築・運用にあたり、人員・役割分担等を示すこと

- ・観光デジタルマーケティングプラットフォームを活用した分析や施策方針の提案体制

- ※観光動態に関する知見や、情報分析ノウハウを有する専門性の高い人材を配置すること。

- ※施策方針について、石川県からの求めに応じ、速やかに提案・アドバイスできる体制を整えること。

- ウ 実施スケジュール

- ※本業務を円滑に実施する上で適切なスケジュールを示すこと

- エ 見積書(令和8年度分、令和9年度分)

- ※見積書は、当業務に係る所要経費を全て見積もること。また、令和8年度分とあわせて、当該業務を翌年度以降継続した場合の当業務にかかる経費を参考とするため、令和9年度分の見積書を提出すること。

- ※積算は、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。消費税は外税表記とすること。

- ③その他必要書類

- ・提案者概要(設立年月日、資本金、従業員数等)

- ※様式は任意とする

- ※1部を除き、社名は伏せること

- ※共同企業体の場合には、共同企業体参加資格者誓約書(別紙④、④-1)及び共同企業体組織の規定・会則等(別紙④-2例示)を別途提出のこと

- ・業務実績表(業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務概要10件以内)(別紙⑤)

- ※1部を除き、社名は伏せること

- ※共同企業体の場合、構成員それぞれの実績内容を合計して20件以内

④備考

- ・企画提案書の表紙には、宛名「石川県知事 山野之義」、タイトル「石川県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務企画提案書」、提出年月日、社名(1部のみ)を記載すること。
- ・1企業(共同企業体)につき各1提案とする(複数提案不可)

(2) 提出部数

- ・企画提案書一式9部(社名入り1部、社名なし8部)
※社名なし8部については、会社名が類推できないようにすること。

(3) 提出期限及び提出先

提出日:令和8年8月21日(金)17時までに提出

提出先:「12問い合わせ先・提出先」まで持参又は郵送(必着とし、電話により送達確認を行うこと)とする。また、社名入り、社名なしともに、データ(PDFファイル)を担当者あてに、メールでも送信すること。

送付先アドレス: i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 留意事項

- ・石川県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- ・参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

8 委託先の選定

(1) 選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置し、企画提案書をもとに審査を行う。

審査は、提案者によるプレゼンテーションにより行い、提案者の中から最優秀提案者を選定する。ただし、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、書面審査により、3提案程度を選定する。プレゼンテーション参加の可否は、提案者に対し、事前に通知する。

(2) プレゼンテーション

- ①実施日:9月上旬～中旬(予定)
- ②場所:石川県庁内会議室(予定)
- ③持ち時間:45分(説明25分以内・質疑応答20分程度)(予定)
- ④順番:上記5「参加申し込み」の受付順とする。
- ⑤留意事項
 - ・プレゼンテーション参加人数は、1参加者あたり2名までとし、うち1名は、本業務を受託した場合のプロジェクトの責任者とする。
 - ・参加者は、別途指定する時間・場所に来場すること。なお、指定時間に遅れ

た場合、審査会の参加を認めない。

- ・プレゼンテーションは、原則、提出した企画提案書の内容とすること。
- ・モニターを使用してプレゼンテーションが行えるよう、モニターは石川県で準備をするが、接続用のパソコンは参加者が持参する(接続形式HDMI)。
- ・参加者は、プレゼンテーション中、社名(共同企業体の場合は、構成員の社名を含む)が判別できるような言動を控えること。
- ・参加者が、ほかの参加者の企画提案を傍聴することは禁止する。
- ・上記①～③の内容については、プレゼンテーション参加可否通知までに、変更する場合がある。

(3) 審査基準

- ・別表「審査項目及び評価内容」のとおり

(4) 審査結果

- ・企画提案コンペにおける審査を経て、文書で提案者に通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(5) 企画提案コンペ参加に際しての失格(無効)事由

- ・以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
 - ク 参加表明書提出時点で、石川県競争入札参加資格者名簿に未登録の場合で、その後、令和8年9月1日(火)に登録がされなかった場合
 - ケ 参加表明書提出から審査会までの期間内に、石川県競争入札参加資格の停止措置を受けた場合
 - コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

9 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の

結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

最優秀提案者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に石川県から石川県競争入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)の規定に準拠することとする。

10 スケジュール(予定)

内 容	日 程
1 企画提案募集開始	7月27日(月)
2 <u>参加表明書提出期限</u>	<u>8月5日(水) 17時まで</u>
3 質問票提出期限	8月5日(水) 17時まで
4 質問に対する回答	8月10日(月)までに回答
5 <u>企画提案書提出期限</u>	<u>8月21日(金) 17時まで</u>
6 プレゼンテーション参加可否通知	8月28日(金)までに通知
7 審査(プレゼンテーション)	9月上中旬頃
8 審査結果通知	9月中旬頃
9 契約締結	9月中下旬頃

11 その他

- (1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費、プレゼンテーション参加のための旅費等、本企画提案コンペへの参加・提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
(軽微なものを除く)
- (3) 提出された企画提案書については返却しないものとする。
- (4) 企画提案コンペに関し、提出された参加表明書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (5) 企画提案コンペに関し、石川県から受領又は閲覧した資料等は、石川県の了解なく公表又は使用してはならない。

- (6) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案コンペ参加者が負う。

12 問い合わせ先・提出先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1-1

石川県文化観光スポーツ部観光戦略課観光産業育成グループ(西川、岡本)

TEL:076-225-1537

FAX:076-225-1129

メールアドレス:i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

別表 審査項目及び評価内容

審査項目	配点	審査基準
提案内容	60	・ 提案される観光デジタルマーケティングプラットフォームの総括イメージや、収集データ及び分析項目が、石川県として活用しやすいものとなっているか。 ・ 構築した観光デジタルマーケティングプラットフォームを活用した分析や施策方針の提案イメージが具体的示せているか。またそれが、提案者ならではの観光動態に関する知見や、情報分析ノウハウに基づいた専門性の高いものとなっているか。 ・ 事業の目的・趣旨に沿う追加データ等について、提案者ならではの提案が示されているなど、事業への積極性が感じられるか。 ・ 事業の目的や趣旨に鑑み、仕様書に記載のない提案も含め、石川県にとって実用性の高い提案となっているか。
実施体制	20	・ 本業務を円滑に実施する上で適切な実施体制が提案されているか。 ・ 過去の受託業務実績等に鑑み、提案された実施体制に説得力があるか。
スケジュール	10	・ 本業務を円滑に実施する上で適切な計画が提案されているか。
経費	10	・ 事業の目的や趣旨、提案内容に則した適切な経費(令和8年度・9年度)が計上されているか。
合計	100	